

IV. 仕様書

木造建築物を計画する場合、用途や規模、内装木質化や現しの柱・梁といった空間の質、性能など要望によって、適用する建築法規・設計手法・工法技術・施工技術を様々に組み合わせる必要がある上、材料品質・木材の種類（集成材や製材等）・木材調達スケジュールなど多くの選択肢別の条件が加わる点に注意する必要がある。例えば潤沢に木材を調達できる場合には、何通りもの解法（解決策）がある。しかし、木材の調達エリアを国から県・流域・市町村などに小さく絞るほど、木材量や材料品質、木材の種類（集成材や製材等）、木材調達スケジュールが限られることになり一つの解法（解決策）しかないこともある。

様々な情報を摺り合わせていく中で、材料品質・木材の種類（集成材や製材等）・数量が確定していくわけであるが、その情報を木材供給者や設計者、施工者、発注者が共有するために書類が必要となる。

IV -1. 設計特記仕様書の作成

1) 設計特記仕様書の役割

材工一括発注の場合に発注者が施工者に渡す書類で、使用する木材等の品質や数量を指定するものである。施工者はこれに基づいて木材調達を考え見積もりを行う。それらを指定することによって、地域材を調達できる施工者の選定や地域材の活用に誘導することも可能である。しかし、指定を間違えると地域材が使えなくなることもあるため慎重に作成する必要がある。

構造材については、設計の際の構造計算（たわみの確認を含む）や採用した構法によって木材の種類や品質が異なる。特に構造計算の際にどのような強度の材を想定したかを明確にし、材の種類（製材・集成材・EW等）・樹種や強度、含水率等を設計特記仕様書に明記しておく必要がある。

立木からの地域材を指定する場合には、歩留まりを考慮し、羽柄材についても地域材の利用を指定する場合がある。地域の状況を鑑み検討し、その旨を明記する。

内装材については、色や節の有無などの見栄えについて指定し、その旨を明記する。

材工分離発注の場合は、設計特記仕様書の木部に関する部分に合わせて木材調達・木材特記仕様書を作成し、設計者から発注者に渡す。発注者はこの書類を元に木材供給者を選定し木材を調達する。詳細はIV-2に記す。

関連
III-1-2)-(2)

関連
IV-2

なお、劣化の軽減のため防湿・気密施工は熟練者が行う必要があり、断熱施工に関わる特記事項を示すことで、施工者を熟練者に限定することも可能である。

関連
III-3

コラム

設計特記仕様書を使用して、地域の木材産業とのつながりのある木造の技能に長けた施工者を選択する手法がある。例えば平成23年度に支援した山梨県木造住宅協会では、地域材の利用を前提としておりその地域にJAS認定工場（製材）がないことから現状で調達可能な地域材の品質管理手法について詳細に記した「材木流通・品質管理計画書」を示し、「設計特記仕様書」には使用する木材を「材木流通・品質管理計画書」に記す木材に限定している。これらに一つ一つに対応すれば自ずと地域の木材産業とのつながりのある木造の技能に長けた施工者が選出されるようにしている。[\(平成23年度 - ① - pp.230-241 材木流通・品質管理計画書、平成23年度 -](#)

① - pp. 242-248 現場説明書、平成 23 年度 - ① - pp. 249-260 設計特記仕様書)

「材木流通・品質管理計画書」に記されている項目を例示する。

- ・生産履歴の確認方法
- ・木材の乾燥方法・使用する乾燥機の機種
- ・製材方法・製材機の機種
- ・木材の自主検査・含水率計とヤング係数計測機の機種

2) 設計特記仕様書の作成

木部についての特記事項の例

- ・調達するエリア
- ・含水率
- ・防腐・防蟻処理
- ・木材など部位別材料の品質（表 1-1 ～ 3）
- ・木質構造標準図

(平成 23 年度 - ① - pp. 230-260 現場説明書・木材調達・木材特記仕様書・設計特記仕様書の作成手法、平成 24 年度 - ① - pp.599-601 木工事特記仕様書例)

表 1-1 木材

種類	規格	使用部位	寸法	材料の種類	樹種	強度	化粧等級	目視に関わる事項	含水率	仕上げ	防腐・防蟻処理	その他
構造用・・・												
下地用・・・												
造作用・・・												
外装用・・・												

表 1-2 面材

種類	厚さ・規格等	施工箇所
・・・		
・・・		

表 1-3 接合具・接合金物

施工箇所	記号品名	種類	材質・規格	備考